

(2) 令和7年度定額減税補足給付金(不足額給付2)

令和7年度住民税が名古屋市で課税される



定額減税前の令和6年分所得税額及び令和6年度分住民税所得割額がいずれも0円



令和6年分所得税または令和6年度住民税において「合計所得金額が48万円超」または「事業専従者」である



低所得者世帯向け給付の対象世帯の世帯主または世帯員ではない



「令和7年度定額減税補足給付金（不足額給付2）」の対象と見込まれます